

平成27年10月5日マイナンバー制度スタート



今年10月以降、住民票の住所地にご自身のマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。やむを得ない理由により住民票の住所地で受け取ることが出来ない方※は居所情報登録申請書を 9月25日(金) (必着)までに 住民票のある住所地の市区町村に持参又は郵送してください。

※ 申請が必要な方

- 東日本大震災による被災者で住所地以外の居所に避難されている方
- DV、ストーカー行為等、児童虐待等の被害者で住所地以外の居所に移動されている方
- 一人暮らしで、長期間、医療機関・施設に入院・入所されている方

◎ 申請が認められた方は、登録された居所にあなたの「マイナンバー」をお知らせします。

* 住民票の住居地以外の居所にお住まいの皆様へ申請をお願いします。

《居所情報登録の申請方法》「通知カードの送付先に係る居所情報登録申請書」を入手し、氏名、居所、やむを得ない理由等の情報を記入してください。申請書は、市区町村、総務省ホームページ(http://www.soumu.go.jp/kojinbango_card/)、相談機関等(配偶者暴力相談支援センター、警察署、法テラス等)で入手又はダウンロード頂けます。

＜提出書類＞ ・ 申請書

＜添付書類＞ ・ 申請者の本人確認書類(運転免許証等)・居所に居住していることを証する書類(公共料金の領収書等)／〔代理人が申請する場合〕・代理人の代理権を証明する書類(委任状等)・代理人の本人確認書類(運転免許証等)

国民年金からのお知らせ

国民年金保険料「10年の後納制度」は9月30日まで

「10年の後納制度」は、過去10年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる仕組みです(本来、国民年金保険料は2年を経過すると時効により納付することができません)。この制度を利用すれば、将来の年金額を増やすことができます。

「10年の後納制度」は、平成27年9月30日をもって終了します。終了後、平成27年10月1日から3年間に限り、過去5年間に納め忘れた国民年金保険料を納付することができる「5年の後納制度」が始まりますが、10年の後納制度よりも納付できる期間が短く、保険料の加算額が高くなります。

なお、老齢基礎年金を受給している方などは、後納制度の利用はできません。

後納制度を利用するには、申し込みが必要です。詳しくは「国民年金保険料専用ダイヤル」(0570-011-050)またはむつ年金事務所(☎0175-22-2278)へお問い合わせください。

「公証制度について」

～10月1日から7日までは「公証週間」です！～

遺言や大切な契約を公正証書が守ります。老後の安心は任意後見契約で。

公証人は、国の一機関として、地域住民の皆様方の財産などの権利や生活を守り、中立・公正な立場で、トラブルを未然に防ぐために活躍しています。公証事務に関する相談は無料です。いつでも気軽にご相談ください。

＜問合せ先＞ 青森公証人合同役場 ☎017-776-8273